第五条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（特定契約電気事業者がインバランス料金を追加的に負担する費用）

第五条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号。以下「施行規則」という。）第十五条第二号に規定する経済産業大臣が定める額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる電気の量を乗じて得た額（その額が零を下回る場合には、零）とする。

一　変動性発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備をいう。以下この条において同じ。）及び非変動性発電設備（水力発電設備、地熱発電設備及びバイオマス発電設備をいう。以下この条において同じ。）ごとにイに掲げる額にロに掲げる値を乗じて得た額（以下「インバランスリスク単価」という。）

イ　当該認定発電設備に係るインバランス料金（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第一条第二項第二号に規定するインバランス料金をいう。）から施行規則第十六条第一項に定める回避可能費用単価を控除した額

ロ　全国の一般送配電事業者が発電用の電気工作物（特定契約に基づき調達した変動性発電設備又は非変動性発電設備に限る。）を維持し、及び運用する他の者から受電した当該発電用の電気工作物の発電に係る電気の量と当該他の者があらかじめ当該一般送配電事業者に申し出た電気の量との三十分を単位とした差の量の合計を当該発電用の電気工作物の発電に係る電気の量で除して得た値

二　当該電気事業者が調達した再生可能エネルギー電気の量

2　前項の規定にかかわらず、特定契約に基づき平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までに調達した電気に係るインバランスリスク単価は、変動性発電設備にあっては十六銭、非変動性発電設備にあっては一銭とする。

附　則

この告示による改正後の規定は、電気事業者が平成二十八年四月一日以後に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定から適用し、電気事業者が同日前に特定契約に基づき調達した再生可能エネルギー電気に係る交付金の額の算定については、なお従前の例による。

○経済産業省告示第百八号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第四十九号）の施行に伴い、並びに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成二十四年経済産業省令第四十六号）第六条第一項第七号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び一般送配電事業者等を次のとおり指定したので告示する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

再生可能エネルギー発電設備の種類	一般送配電事業者等
太陽光発電設備	北海道電力株式会社、東北電力株式会社、北陸電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、沖縄電力株式会社
風力発電設備	北海道電力株式会社、東北電力株式会社

附　則

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

2　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則第六条第一項第七号の規定に基づき、経済産業大臣が指定する再生可能エネルギー発電設備の種類及び電気事業者を指定する告示（平成二十五年経済産業省告示第百七十二号）は、廃止する。

○経済産業省告示第百九号

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第三条第一項の規定に基づき、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三条第一項及び同法附則第六条で読み替えて適用される同法第四条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項の調達価格等並びに調達価格及び調達期間の例に準じて経済産業大臣が定める価格及び期間を定める件（平成二十四年経済産業省告示第百三十九号）の一部を次のように改正したので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年三月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

第一項中「、法」を「、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号。以下「法」という。）」に改め、同項の表第十二号中「第十一号」を「前号」に改め、同表第十三号中「第十二号及び第十四号」を「前号及び次号」に改める。

第二項の表第十二号中「第十一号」を「前号」に改め、同表第十三号中「第十二号及び第十四号」を「前号及び次号」に改め、同表第十五号中「第十四号」を「前号」に改める。

第三項の表第十六号中「第十五号」を「前号」に改め、同表第十七号中「第十六号及び第十八号」を「前号及び次号」に改め、同表第十九号中「第十八号」を「前号」に改める。

第四項中「次項」の下に「及び第七項」を加える。

第六項中「当該変更の認定」の下に「。第八項において同じ」を加え、同項の表第十五号中「第十四号」を「前号」に、「第十六号」を「次号」に改め、同表第十七号中「第十六号」を「前号」に改め、本則に次の二項を加える。

7　平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間において、施行規則第二条第一号から第三号までに掲げる再生可能エネルギー発電設備に係る特定供給者による当該電気事業者との法第五条第一項の接続に係る契約の締結の日（当該特定供給者の責に帰すべき事由によらず、当該接続に係る契約の申込みの内容を記載した書面の当該電気事業者による受領の日の翌日から起算して二百七十日を経過した日までに当該契約の締結に至らない場合にあっては、当該経過した日）又は法第六条第四項に規定する経済産業大臣の変更の認定の日のうちいずれか遅い日が属する場合における当該再生可能エネルギー発電設備に係る調達価格等は、前各項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる再生可能エネルギー発電設備の設備の区分等に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

	再生可能エネルギー発電設備の区分等	調達価格	調達期間
一	太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）	三十一円	十年間
二	太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のもの（当該太陽光発電設備の設置場所を含む一の需要場所に電気を供給する自家発電設備等とともに設置され、当該自家発電設備等により供給される電気が電気事業者に対する再生可能エネルギー電気の供給量に影響を与えているものに限る。）	二十五円	十年間
三	太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上のもの	二十四円に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額	二十年間